

周南市監査委員 山 下 敏 彦

周南市監査委員 田 中 和 末

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

なお、監査の対象の部課名は、平成28年4月1日付け組織機構改編前の部課名です。

1 監査の対象

企画総務部

政策企画課、秘書課、広報情報課、総務課、庁舎建設課、人事課、
防災危機管理課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

山 下 敏 彦

田 村 勇 一

4 監査の実施期間

平成28年1月6日から平成28年3月31日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

人事課

(1) 共通的事項

ア 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった公務災害補償の事務処理について、職務権限規程に基づく決裁をしました。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。